

福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会

第 21 回 運 営 委 員 会

日 時 : 平成27年3月25日(水)14:00~

場 所 : 福岡市水道局新館4階局議室

【次 第】

1 開 会

2 議 事 「福岡市水道水源かん養事業基金を活用した新たな
取り組みについて（報告）」

3 その他

4 閉 会

福岡市水道水源かん養事業基金について

1 背景と基金の設置目的

福岡市は、政令指定都市の中で、唯一市内に一級河川が流れていないなど、地理的に水資源に恵まれていないため、大正12年の水道創設以来、主に近郊河川や市外のダムからの水資源確保に努めてきた。しかし、昭和53年には異常少雨により渇水が発生し、287日にも及ぶ長期間の給水制限により、市民生活や社会活動に多大な被害をもたらした。

それ以後、市外を流れる一級河川の筑後川からの導水など、さらなる水資源開発を行ってきており、福岡市の水源は、約1/3を筑後川からの受水が占めるなど、その多くを市外に頼っている実情がある。

一方で、筑後川の上流域等の水源地域では、山村の過疎化、林業就業者の高齢化などにより、担い手や資金の不足が進み、手入れの行き届いた森林の管理が難しくなっている実情がある。

そのような背景がある中で、福岡市の水道水を将来にわたり良質な状態で安定的に確保するとともに、市民に水の大切さや水源地域に対する認識を深めてもらうことを目的として、本市水道水源のかん養機能の向上や水源地域との連携・協力を深める事業を行うため、平成9年度に「福岡市水道水源かん養事業基金」を設置した。

〔基金設置根拠条例等〕

福岡市水道水源かん養事業基金条例(抜粋)

(設置)

第1条 福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うため、福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計額とする。

2 前項の合計額は、各年度における水道料金調定の基礎となる使用水量1立方メートルにつき1円をもって算定した額を目安とする。

(省略)

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(省略)

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

大渇水時の南畑ダム (S53年)



福岡市水道水源かん養事業基金要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金条例(平成9年福岡市条例第42号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、福岡市の水道水源かん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うために必要な事項及び福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)の積み立て方法を定めるものとする。

(基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業

(省略)

(運営委員会)

第4条 条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関することを協議する。

3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

2 基金の現況

平成9年度に設置した「福岡市水道水源かん養事業基金」は、『水道水を1m³使用することに1円を積立てる』こととしたもので、10年間で15億円の積立てを目標にして、平成18年度まで積み立てを行った。



3 基金で行う事業

10年間で積み立てた基金を活用し、本市水道関連ダム※1の水源地域や、筑後川上流域の水源地域※2等において、毎年度、以下の事業を行っている。

- ※1 本市水道関連ダム [曲淵・背振・長谷(市内)、南畑(那珂川町)、江川(朝倉市)、瑞梅寺(糸島市)、久原・猪野(久山町)、五ヶ山(建設中:吉野ヶ里町・那珂川町)]
- ※2 筑後川上流域の水源地域 [日田市(大山町・中津江村)]

	27年度予算	26年度予算
【水源地域の森林保全】	104,605	81,179
(1)市内水源かん養林整備事業	73,532	72,179
(2)市外水源かん養整備促進事業【拡充】	31,073	9,000
【水源地域との連携・協力】	2,600	34,600
(3)水源地域との交流事業	2,600	2,600
(4)福岡都市圏流域連携基金事業への参画	0	32,000
【市民との共働】	3,607	3,946
(5)水源林ボランティア共働事業	2,107	2,446
(6)福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金事業	1,500	1,500

福岡市水道水源かん養事業基金 運営委員会 委員名簿

運営委員会委員（任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日）

区分	氏名	役職名
市民代表	かたひら ゆきこ 片平 幸子	ガールスカウト福岡県第22団 団委員長
市民代表	こが ももこ 古賀 桃子	NPO法人 ふくおかNPOセンター代表
学識 経験者	じんの けんじ 神野 健二	九州大学名誉教授
学識 経験者	せい の さとこ 清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 環境社会部門准教授
学識 経験者	まつばら えいじん 松原 英仁	社団法人九州経済連合会 環境部長
水源地 経験者	ゆうき てらあき 結城 輝昭	曲淵校区自治協議会会長
市職員	いのうえ りゅうじ 井上 隆治	福岡市水道事業管理者
市職員	みやざき ひろあき 宮崎 寛章	総務企画局部長(水資源対策担当)
市職員	いませ きよし 今長谷 潔	農林水産局農林部長

福岡市水道水源かん養事業基金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金条例（平成9年福岡市条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、福岡市の水道水源かん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うために必要な事項及び福岡市水道水源かん養事業基金（以下「基金」という。）の積み立て方法を定めるものとする。

(基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業

(事業の実施団体)

第3条 前条に規定する事業を行う団体は、本市が実施する場合を除き、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人 筑後川水源地域対策基金
- (2) 公益財団法人 福岡県水源の森基金
- (3) 水源かん養事業に関連する地方公共団体、その他の公的団体

(運営委員会)

第4条 条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関することを協議する。
- 3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(補助金等の交付)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

(基金への積立)

第6条 条例第2条に規定する基金への積立ては、3月に一括して行う。

- 2 各年度における基金への積立額は、当該年度の歳出予算額をもって定めた額とし、当該年度の水道料金調定の基礎となる使用水量の実績による額との差額については、次年度の積立額で調整する。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市水道水源かん養事業基金要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数以内において市長が委嘱する。

- (1) 市民 2名
- (2) 学識経験者等 3名
- (3) 水源地経験者 1名
- (4) 市職員 4名

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から2年とする。ただし、前条第2号及び第4号に該当する委員については、任期中であっても、本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、市長は補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の諮問に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、会議で決した事項について、市長に報告するものとする。

(事務所管)

第6条 運営委員会の庶務は、水道局計画部流域連携課において行う。

(委任)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別途市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成9年8月1日から施行する。

2 平成9年度委嘱された委員の任期については、第3条の規定にかかわらず平成10年度末までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。